	2,5-ジメチル-2,5-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン （濃度が77質量％以下で、固体希釈剤を23質量％以上含有するもの）
	メチルエチルケトンパーオキサイド （活性酸素量が8.2質量％以下で、水は用いても用いなくてもよいもの） （希釈剤Ａを60質量％以上含有するもの）
	ポリエーテルポリターシャリーブチルパーオキシカーボネート （濃度が52質量％以下で、希釈剤Ｂを48質量％以上含有するもの）
	過酢酸＊ （安定剤入りのもの）（Ｅに該当するもの）（濃度が43質量％以下のもの）
	3,3,5,7,7-ペンタメチル-1,2,4-トリオキシパン
有機過酸化物Ｅ（固体）	ターシャリーブチルクミルパーオキサイド （濃度が52質量％以下で、固体希釈剤を48質量％以上含有するもの）
	ノルマルブチル-4,4-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）バレート （濃度が52質量％以下で、固体希釈剤を48質量％以上含有するもの）
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート （濃度が52質量％以下で、固体希釈剤を48質量％以上含有するもの）
	ターシャリーブチルモノパーオキシマレート （濃度が52質量％以下で、ペースト状としたもの）
	1-（2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル）-3-イソプロペニルベンゼン （濃度が42質量％以下で、固体希釈剤を58質量％以上含有するもの）
	ジベンゾイルパーオキサイド （濃度が56.5質量％以下で、希釈剤Ａ又は希釈剤Ａと水の混合物でペースト状としたもので、水を15％以上含有するもの）
	ジベンゾイルパーオキサイド （濃度が52質量％以下で、希釈剤Ａ又は希釈剤Ａと水の混合物でペースト状としたもの）
	2,5-ジメチル-2,5-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン （濃度が47質量％以下で、ペースト状としたもの）
有機過酸化物Ｆ（液体）	ターシャリーブチルクミルパーオキサイド （濃度が42質量％を超えるもの）
	ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド＊ （濃度が72質量％以下で、水を28質量％以上含有するもの）
	ターシャリーブチルパーオキシアセテート （濃度が32質量％以下で、希釈剤Ｂを68質量％以上含有するもの）
	ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエイト （濃度が37質量％以下で、希釈剤Ｂを63質量％以上含有するもの）
	クミルハイドロパーオキサイド＊ （濃度が90質量％以下で、希釈剤Ａを10質量％以上含有するもの）
	ジベンゾイルパーオキサイド （安定な水分散体）（濃度が42質量％以下のもの）
	ジターシャリーブチルパーオキサイド （濃度が52質量％以下で、希釈剤Ａを48質量％以上含有するもの）
	1,1-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）シクロヘキサン （濃度が42質量％以下で、希釈剤Ａを58質量％以上含有するもの）
	1,1-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）シクロヘキサン （濃度が13質量％以下で、希釈剤Ａを13質量％以上、希釈剤Ｂを74質量％以上含有するもの）
	ジラウロイルパーオキサイド （安定な水分散体）（濃度が42質量％以下のもの）
	2,5-ジメチル-2,5-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン （濃度が52質量％以下で、希釈剤Ａを48質量％以上含有するもの）
	イソプロピルクミルハイドロパーオキサイド＊ （濃度が72質量％以下で、希釈剤Ａを28質量％以上含有するもの）
	パラメンチルハイドロパーオキサイド＊ （濃度が72質量％未満で、希釈剤Ａを28質量％を超えて含有するもの）
	過酢酸＊ （安定剤入りのもの）（Ｆに該当するもの）（濃度が43質量％以下のもの）
	ピナニルハイドロパーオキサイド （濃度が56質量％以下で、希釈剤Ａを44質量％以上含有するもの）
	メチルイソプロピルケトンパーオキサイド （活性酸素量6.7質量％以下のもの）
有機過酸化物Ｆ（固体）	1,1-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン （濃度が57質量％以下で、固体希釈剤を43質量％以上含有するもの）
	ジクミルパーオキサイド （濃度が52質量％を超えるもの）
	3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキソナン （濃度が17質量％以下で、希釈剤Ａを18質量％以上、固体希釈剤を65質量％以上含有するもの）

注　希釈剤Ａとは、沸点が150℃以上の有機溶剤をいう。
　　希釈剤Ｂとは、沸点が60℃以上150℃未満の有機溶剤をいう。
　　＊印を付したものは、副次危険性の腐食性ラベルを付さなければならない。

別表第十八水銀を含んだ医療用体温計（個人用であって、保護箱に入れてあるもの）の項を次のように改める。

水銀を含んだ医療用体温計（個人用であって、保護箱に入れてあるもの）	○	×	×	1個	

別表第十八(注)4)中「及び」を「、」に改める。